

では、廃業ではなく「第三者承継(M&A)」ができた場合は、どうであろうか。

まずは従業員であるが、ほとんどの第三者承継では、雇用の継続が図られる。理由は単純で、昨今の人手不足の影響もあるが、小さな会社では従業員個々の役割が重要なことが多く、承継者である買い手には貴重な存在だからである。

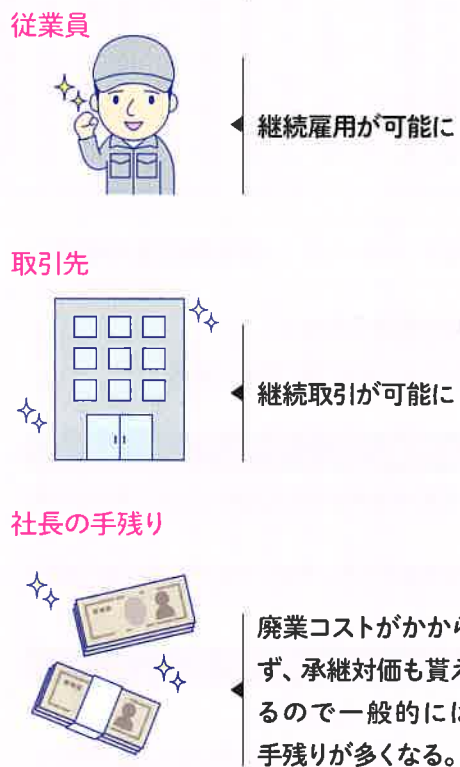
次に取引先であるが、こちらも基本的に継続となる。廃業前の謝罪行脚ほど、辛く恥ずかしいものはないと思うので、これは廃業

要も出てくる。

また、ご自身にとつての影響も事前に知っておくべきである。事業で使っている機械や車両、備品などは、事業継続して使い続ける限り高い価値があるが、それを廃業と共に売却すると二束三文に、時には逆に廃業コストがかかることもある。更には、工場や店舗、事務所には、撤去費用が莫大にかかることもある。

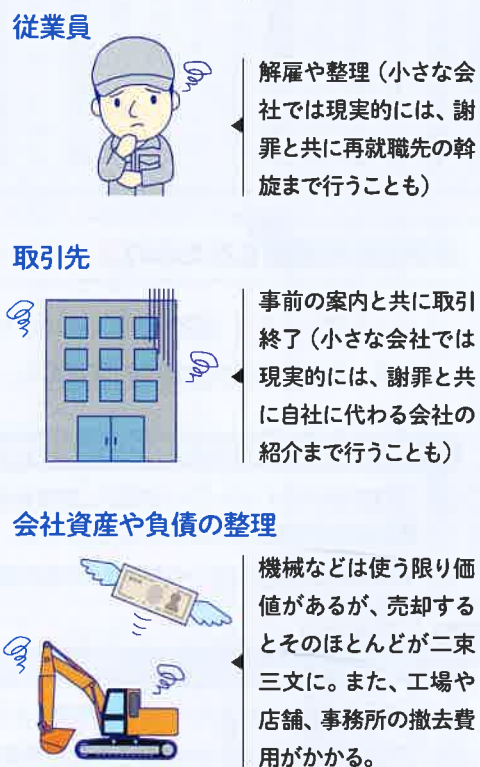
承継できればこんなに幸せ

**承継できれば
こんなに幸せ**



結果的に、
地域社会に**好影響**

**廃業すると
こんなに大変**



結果的に、
地域社会に**悪影響**

**小さな会社のオーナー経営者に読んでほしい!
「事業承継・引継ぎ徹底ガイド」**

ビジネスサクセッション株式会社 / マネーコンシェルジュ税理士法人 / 一般社団法人スモールM&Aアドバイザー実践会(SMAP)

今村 仁
税理士

① 「廃業」するとこんなに大変! 「承継」できるとこんなに幸せ!

- ・ 廃業するとこんなに大変
- ・ 承継できればこんなに幸せ

② 悩んでいるのはあなただけではありません。

- ・ 廃業が第三者承継か
- ・ ほとんどが小さな会社
- ・ 3社に1社が廃業間近

③ 「廃業ではなく承継」を決断した社長が最初にやるべきこと ~株主の整理~

- ・ 「5つの整理」は早めに着手
- ・ 「名義株」や「不明株」の整理
- ・ 「株主の整理」は「別表第二」の確認から
- ・ 株券不発行会社に変更

※書籍「(仮)小さな会社の事業承継・引継ぎ徹底ガイド~マッチングサイト活用が成功のカギ~」(2021年8月発行予定)の内容を一部抜粋(修正)して掲載いたします。

**「廃業」すると
こんなに大変!
「承継」できると
こんなに幸せ!**

廃業するとこんなに大変

「もし自分が明日倒れたり病気になるったら、従業員やお客さん、取引先はどうなるのだろうか?」と、食事の後や寝る前に、又は夢の中で、不安に駆られたことはないだろうか。

後継者不在の多くの社長とお話をしていると、大体60歳を超えたあたりでまず「漠然と今後の会社の行く末」に不安を感じ始め、65歳を超えると「廃業」が頭をよぎり始めるようである。

では、皆さんの会社が「もし」廃業した場合、ご自身や周囲に実際どのような影響があるのだろうか。まずは従業員であるが、廃業する場合には基本的には「解雇」となる。小さな会社であれば、その多くが地元採用であろうから、現実的には、解雇でハイサヨウナラ

と拘子定規にドライに対応することなどできない。例えば、社長が謝罪すると共に再就職先を斡旋することまで行うケースもある。従業員の奥さんと社長の奥さんが同じ社交ダンスのメンバーだったり、廃業した次の日にスーパーで出会うなんてことも想定されるのが、小さな会社の廃業の現実だからである。

社長が廃業を選択した場合に、得意先や仕入先、外注先などの取引先にはどのような影響があり、何をしないといけないのだろうか。

今まで長くお付き合いがあった先が大半だろうから、取引の頻度や金額にもよるが、できるだけ早く廃業予定の案内をすることにより、御社が取引終了することにより、連鎖的に廃業や倒産とならないようにするべきなのは当然であるから、得意先に限らず広く取引先全般に、なるべく早めに案内を行うべきだ。

法律論はさておき現実的には、小さな会社で廃業を選択した社長は、広く取引先への謝罪行脚をしないといけない。時には、こちらで自社に代わる会社を紹介する必

表した。
これらでは、全国381万の会社や個人事業主のうち、社長の年齢が70歳以上かつ後継者不在が127万社あるとされ、その割合(127万/381万=1/3)から3社に1社が廃業間近とされている(注1)。会社の行く末に思い悩んでいる社長は、実は日本全国津々浦々におられるのが現状である。思い悩んでいるのはあなただけではない、日本全体の問題でもあるのだ。少し安心して頂きたい。
ちなみに、もし127万社の事業所全てが廃業となってしまう場合は、「22兆円のGDP喪失」と「650万人の雇用喪失」と国は試算している(注2)。
これでは日本沈没となりかねないため、国は10年間で60万社の第三者承継M&Aを目標に掲げた。年間になると60万件÷10年=6万件で、現在行われている第三者承継が約4,000件といわれているため、約15倍(6万件÷4,000件)への大幅引上げを国は画策していることになる。
そのため国は、「事業引継ぎ支援センター」の拡充(既に実施済み、

現在の事業承継・引継ぎ支援センター)や、「経営者保証ガイドラインの特則策定」、「事業引継ぎ支援データベースの民間への開放(既に実施済み)」、「事業の選択と集中を促す補助金の創設(既に実施済み、現在の事業承継引継ぎ助金)」など新たな施策を矢継ぎ早に実行してきたのである。
ほとんどが小さな会社
先ほど「127万社が廃業間近」と書いたが、統計的にその約8割はいわゆる年商1億円以下の小さな会社である。つまり、127万社×8割=約100万社」は、皆さんと同じ、小さな会社のことである。
ということとは、政府の第三者承継目標である年間6万件も、その多くが小さな会社が対象ということになる。
これだけの数の小さな会社を第三者承継していくとすると、もはや専門家が最初から最後まで介在して行うのは不可能である。そのことは国もわかっており、

(注1) 厳密には2015年に政府試算が予測した2025年における予測値
(注2) 2025年までに経営者が70歳を超える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均(513人)、付加価値は2011年度における法人個人事業主1者当たりの付加価値をそれぞれ使用(法人:6,065万円個人:526万円)。

「株主の整理」は「別表第二」の確認から
そもそも会社は誰のものか存じだろうか。

- 5つの整理**
1. 株主の整理
 2. 書類の整理
 3. 資産・負債の整理
 4. 私的経費の整理
 5. 関係会社の整理

「5つの整理」は早めの着手! 失敗しない第三者への事業引継ぎのための事前準備として、重要な「5つの整理」である。

**「廃業ではなく承継」を
決断した社長が
最初にやるべきこと
は株主の整理」**

予定だった社長にとって有り難いことではないかと思う。
小さな会社の場合、雇用や取引先の継続が図られるということは、その多くが地元採用や地元企業であることも含めて考えれば、地域社会に好影響となることも付け加えておく。
最後にお金の話であるが、社長の手残りは、廃業よりも第三者承継を選択できた方が多くなることが大半だ。廃業コストがかからず、承継対価も貰えるので、一般的には手残りが多くなるのである。税金も株式譲渡の2割課税であると、一般的には得することが多い。
**悩んでいるのは
② あなただけでは
ありません!**
廃業か、第三者承継か
社長が高齢で後継者不在の場合、実は選択肢は2つしかない。それは、「廃業」か「第三者承継」

かである。
中には、「従業員承継」等も可能ではないかと言われる方もいるが、それは一時しのぎでしかない。役員である社長の肩書は代わってもらうことが可能かもしれないが、オーナーとしての株主の立場を従業員に代わってもらうことは通常難しいだろう。他にも、借入金やリース取引における連帯保証の問題もある。
ということは、後継者不在の小さな会社の行く末は、社長が頑張れるまで頑張つて、最後は「解雇や取引中止を伴う廃業」となってしまうのか、事前にできるだけの準備をした上で、マッチングサイト等を活用して「雇用や取引継続となる第三者承継」を選択できるのかの2つに絞られる。
3社に1社が廃業間近
政府は2019年12月に「第三者承継支援総合パッケージ」を打ち出し、2020年3月に事業引継ぎガイドラインを改訂した「中小M&Aガイドライン」を発

黒字廃業を回避するための第三者承継支援総合パッケージ(10年間の集中実施)

- **10年間で60万者**(6万者/年×10年)の**第三者承継の実現**を目指す。
- **技術・雇用等の中小企業の経営資源を、次世代の意欲ある経営者に承継・集約。**

- 1. 経営者の売却を促すためのルール整備や官民連携の取組**
 - (1) 「事業引継ぎガイドライン」を改訂し、経営者が適正な仲介業者・手数料水準を見極めるための指針を整備。第三者承継を経営者の身近な選択肢とする。
 - (2) 事業引継ぎ支援センターの無料相談体制を抜本強化し、経営者が気軽に相談できる第三者承継の駆け込み寺に。
- 2. マッチング時のボトルネック除去や登録事業者数の抜本増加**
 - (1) 「経営者保証ガイドライン」の特則策定により、個人保証の二重取りを原則禁止。
 - (2) 「事業引継ぎ支援データベース」を民間事業者にも開放し、スマホのアプリを活用したマッチングなど、簡便なしくみを提供。
- 3. マッチング後の各種コスト軽減**
 - 新社長就任に向けた後継者の教育支援や、事業の選択と集中を促す補助金の創設をはじめ、予算・税・金融支援を充実。

出典：中小企業庁「第三者承継支援総合パッケージ」(令和元年12月20日)2頁

株券不発行会社に変更

平成18年に会社法が施行され、

主に相続が発生している会社などでは、一体誰が株主なのか正確にはよくわからないというケースもあるだろう。

これら「名義株」や「不明株」がある場合は、まずは、誰が株主なのか現況を把握する必要があるが、そのために収集しておくべき資料を右ページに挙げておく。

右ページの資料に照らし合わせ、実質株主と名義上の株主が異なる場合には名義株主と交渉する必要がある。名義株の場合は、本人の了承を得て実質株主に変更することになる。

少数株主などについては、税務上の価格などをベースに買取価格を算出し、個別に交渉することになるが、第三者承継に近いとその承継対価を元買い取らなければならなくなる可能性が高くなり、割高となるかもしれない。早めの株主整理をお勧めする理由でもある。

誰が株主かを把握するため収集しておくべき資料



法人税申告書別表第二
「同族会社の判定に関する明細書」

現在の株主名がわかる



原始定款

当初の株主名、住所、株数がわかる



過去の株主総会議事録

過去の株主の異動がわかる



遺産分割協議書

相続による承継がわかる



贈与契約書

贈与による承継がわかる

社長（役員と仮定）のものと思われるかもしれないが、厳密には違う。会社は「株主のもの」である。多くの小さな会社では、社長＝株主であるので、その場合は社長のものということになるが、会社の最高意思決定機関は株主総会であることを覚えておいてほしい。

では、誰が株主で、株主それぞれの所有割合はどうなっているのかは、小さな会社の場合、どうやってわかるのだろうか。小さな会社で「株主名簿」や「株券」を作成

しているケースは少ないだろうから、この場合、会社の法人税申告書の「別表第二」というものをチェックすることになる。これにより、株主名簿や株券に代わる株主の明細として、「お名前」「住所」「所有株式数」等が確認できる。

会社は株主のものであるのだから、会社を第三者承継で譲り渡そうと考える場合は、まず自社の株主が社長以外に誰で、その了解がきちんと得られるのかを確認する必要がある。

「名義株」や「不明株」の整理

平成2年の商法改正前においては、株式会社を設立するためには最低7人の発起人が必要であり、各発起人は1株以上の株式を引き受けねばならなかった。そのため、平成2年改正前の株式会社にあつては、株主が7人以上となるように、親戚や従業員等の名前だけ借りて体裁を整える、いわゆる「名義株」となっているケースがある。

他にも、歴史の長い会社や、株

原則株券不発行会社になったが、それ以前は株券発行会社が原則であつた。その影響もあつてか、実際は株券を発行していないのに、株券発行会社となっている会社もある。

自社がどちらなのかは登記簿謄本を見ればわかる。

株券を実際は発行しておらず、株券不発行会社で問題がないようなら、第三者承継の手続きを始める前に、定款及び謄本を変更して株券不発行会社に変更されることをお勧めする。買い手にあらぬ疑念を抱かせないためである。

Point

- 誰が株主なのか現況を確認しよう
- 早めの株主整理が対策のコツ



小さな会社の事業承継・引継ぎ徹底ガイド
～マッチングサイト活用が成功のカギ～

小さな会社の事業承継・事業引継ぎについて考える第一歩となる書籍です。税理士の方々、小さな会社の経営者の方におススメです。

2021年8月発行予定 A4変型 約100頁

主要目次

- 第1章 関係者が幸せになる事業引継ぎの進め方とは?
- 第2章 中小零細企業の事業引継ぎでM&Aが活用されるワケ
- 第3章 失敗しないM&Aのための事前準備10ポイント
- 第4章 オーナー経営者の皆さんのギモンに答えます
- 第5章 M&Aを進めるために知っておかなければいけない税金やお金の話

※書籍タイトル、主要目次、表紙イメージ等は変更となる場合がございます。

